

定例教育委員会

議

案

議案第 30 号

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について、次のとおり承認を  
求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（案）

令和3年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会行政組織規則（平成19年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「坂井市立幼稚園設置条例（平成18年坂井市条例第135号）」を「坂井市立幼稚園条例（平成18年坂井市条例第135号）」に改める。

第14条第3項中「坂井市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第6号）第4条」を「坂井市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第6号）第3条」に改める。

第15条第3項中「坂井市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則第4条」を「坂井市教育委員会職員の職名に関する規則第3条」に改める。

別表第1教育総務課の部管理系の項事務分掌の欄中「、学校給食センター及びキンダーホール」を「及び学校給食センター」に、「、幼稚園及びキンダーホール」を「及び幼稚園」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会行政組織規則(平成19年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）												
<p>○坂井市教育委員会行政組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月26日 教育委員会規則第2号</p> <p>第9条 幼稚園の名称等は、学校教育法及び<u>坂井市立幼稚園条例（平成18年坂井市条例第135号）</u>に定めるところによる。</p> <p>第14条 3 前2項に定めるもののほか、本庁の組織に必要な応じ、<u>坂井市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第6号）第3条</u>に揚げる補職名の職員を置くことができる。</p> <p>（省略）</p> <p>第15条 3 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要な応じ、<u>坂井市教育委員会職員の職名に関する規則第3条</u>に揚げる補職名の職員を置くことができる。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="154 959 1023 1339"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>管理係</td> <td>(1) 学校、幼稚園及び<u>学校給食センター</u>の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校及び<u>幼稚園</u>の施設及び設備の維持管理に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌	教育総務課	管理係	(1) 学校、幼稚園及び <u>学校給食センター</u> の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校及び <u>幼稚園</u> の施設及び設備の維持管理に関すること。	<p>○坂井市教育委員会行政組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月26日 教育委員会規則第2号</p> <p>第9条 幼稚園の名称等は、学校教育法及び<u>坂井市立幼稚園設置条例（平成18年坂井市条例第135号）</u>に定めるところによる。</p> <p>第14条 3 前2項に定めるもののほか、本庁の組織に必要な応じ、<u>坂井市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第6号）第4条</u>に揚げる補職名の職員を置くことができる。</p> <p>（省略）</p> <p>第15条 3 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要な応じ、<u>坂井市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則第4条</u>に揚げる補職名の職員を置くことができる。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 959 2002 1339"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>管理係</td> <td>(1) 学校、幼稚園、<u>学校給食センター及びキンダーホール</u>の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校、<u>幼稚園及びキンダーホール</u>の施設及び設備の維持管理に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌	教育総務課	管理係	(1) 学校、幼稚園、 <u>学校給食センター及びキンダーホール</u> の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校、 <u>幼稚園及びキンダーホール</u> の施設及び設備の維持管理に関すること。
課等	係	事務分掌											
教育総務課	管理係	(1) 学校、幼稚園及び <u>学校給食センター</u> の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校及び <u>幼稚園</u> の施設及び設備の維持管理に関すること。											
課等	係	事務分掌											
教育総務課	管理係	(1) 学校、幼稚園、 <u>学校給食センター及びキンダーホール</u> の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校、 <u>幼稚園及びキンダーホール</u> の施設及び設備の維持管理に関すること。											

議案第 3 1 号

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和3年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「、主任教諭、教諭」、「、統括調理師、班長」及び「、ボイラー士」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則新旧対照表

改正案（新）		現行（旧）		備考
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
職名	補職名	職名	補職名	
職員	部長、次長、教育審議監、課長、室長、館長、参事、課長補佐、室長補佐、館長補佐、主任、主査、主事、技師、司書、管理栄養士、栄養士、学芸員、技能員、調理師、運転手、技術員、事務員、作業員、用務員	職員	部長、次長、教育審議監、課長、室長、館長、参事、課長補佐、室長補佐、館長補佐、主任、主査、主事、技師、 <u>主任教諭</u> 、 <u>教諭</u> 、司書、管理栄養士、栄養士、学芸員、技能員、 <u>統括調理師</u> 、 <u>班長</u> 、調理師、運転手、 <u>ボイラー士</u> 、技術員、事務員、作業員、用務員	

議案第 3 2 号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱（案）

令和3年3月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）に次のように加える。

7	公益財団法人坪川家住宅保存会運営補助金	国指定の文化財建造物坪川家住宅及び国登録の文化財庭園坪川氏庭園を維持管理及び公開する保存会の運営及び活動に対して支援し、文化財の長期的な保存を図ることを目的とする。	公益財団法人坪川家住宅保存会	運営及び事業に要する経費	補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算払
---	---------------------	--	----------------	--------------	---	-----

別表第2（第3条、第5条関係）に次のように加える。

7	公益財団法人坪川家住宅保存会運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
---	---------------------	--	-----------	--

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

○坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱

平成20年3月26日  
教育委員会告示第10号

改正 平成21年9月28日教委告示第10号  
平成22年3月24日教委告示第21号  
平成23年3月15日教委告示第5号  
平成23年6月1日教委告示第12号  
平成25年3月26日教委告示第7号  
平成28年3月21日教委告示第8号  
平成28年4月26日教委告示第10号  
平成29年6月26日教委告示第14号  
平成30年3月12日教委告示第9号  
令和3年3月 日教委告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。)によるもののほか、文化課所管に係る補助金等の交付に関し必要な事項を定める。

(補助金等の名称等)

第2条 文化課で交付する補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

(補助金等交付申請に添付すべき書類)

第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助事業の変更)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

(実績報告)

第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 28 日教委告示第 10 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の規定は、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日教委告示第 21 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 15 日教委告示第 5 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日教委告示第 12 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日教委告示第 7 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 21 日教委告示第 8 号）

この告示中第 1 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 26 日教委告示第 10 号）

この告示は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 26 日教委告示第 14 号）

この告示は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日教委告示第 9 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 日教委告示第 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分
1	公益財団法人丸岡文化財団運営補助金	公益財団法人丸岡文化財団の運営及び活動を支援し、文化活動の推進を図ることを目的とする。	公益財団法人丸岡文化財団	次に掲げる事業に要する経費 (1) 法人管理運営事業（人件費） (2) まるおか子供歌舞伎事業 (3) 日本一短い手紙とかまぼこ板の絵の物語事業	次に掲げるとおりとする。 (1) 法人管理運営事業 補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲とする。 (2) まるおか子供歌舞伎事業 補助対象経費の1/2以内とし、4,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (3) 日本一短い手紙とかまぼこ板の絵の物語事業 補助対象経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算払

2	坂井市文化協会事業補助金	坂井市文化協会が行う文化活動を支援し、市民文化の向上に寄与することを目的とする。	坂井市文化協会	補助事業者の活動目的を達成するために必要な事業に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算 払
3	坂井市無形文化財保存活動事業費補助金	本市に所在する無形文化財の保存活動を支援し、無形文化財の保存及び継承を図ることを目的とする。	無形文化財の保持者及び保持団体	無形文化財の保存活動に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算 払
4	坂井市文化財保存事業費補助金		指定文化財の所有者、保持者又は保持団体	次に掲げる事業（軽微なものを除く。）に要する経費 （1）国指定文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された文化財をいう。）の保存修理、防災施設、管理又は美術工芸品収蔵庫建設に係る事業 （2）県指定文化財（福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）により指定された文化財をい	次に掲げるとおりとする。 （1）国指定文化財については、補助対象経費から国、県補助金の額を控除した額の1/2以内とし、5,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 （2）県指定文化財については、補助対象経費から県補助金の額を控除した額の1/2とし、5,000,000円を限度とする。ただし、1,	精算 払

				う。)の管理、 修理、防災施設 又は保存に係る 事業 (3)市指定文化 財(坂井市文化 財保護条例(平 成18年坂井市 条例第169 号)により指定 された文化財を いう。)の保存 又は修理に係る 事業 (4)その他市長 が特に必要と認 める事業	000円未満の端 数が生じたとき は、これを切り捨 てる。 (3)市指定文化財 については、補助 対象経費の1/2 (建造物の修理に 関する事業につい ては、2/3)以 内とし、5,00 0,000円を限 度とする。ただし、 1,000円未満 の端数が生じたと きは、これを切り 捨てる。	
5	丸岡城天 守を国宝 にする市 民の会事 業補助金	丸岡城天守を国宝 にする市民の会の 運営及び活動を支 援し、丸岡城天守 国宝化の機運醸成 を図ることを目的 とする。	一般社 団法人 丸岡城 天守を 国宝に する市 民の会	補助事業者の活動 目的を達成するた めに必要な事業に 要する経費	補助対象経費の10 /10以内とし、予 算の範囲内とする。 ただし、1,000 円未満の端数が生じ たときは、これを切 り捨てる。	概 算 払
6	公益財団 法人坂井 市文化振 興事業団 運営補助 金	公益財団法人坂井 市文化振興事業団 の運営及び活動を 支援し、文化活動 の推進を図ること を目的とする。	公益財 団法人 坂井市 文化振 興事業 団	次に掲げる事業に 要する経費 (1)法人管理運 営事業(人件費) (2)子どもミュ ージカル事業	次に掲げるとおりと する。 (1)法人管理運営 事業 補助対象経費 の10/10以内と し、予算の範囲内と する。 (2)子どもミュ ージカル事業補助対象	概 算 払

					経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
7	公益財団法人坪川家住宅保存会運営補助金	国指定の文化財建造物坪川家住宅及び国登録の文化財庭園坪川氏庭園を維持管理及び公開する保存会の運営及び活動に対して支援し、文化財の長期的な保存を図ることを目的とする。	公益財団法人坪川家住宅保存会	運営及び事業に要する経費	補助対象経費の10/10以内とし、予算範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算払

別表第2（第3条、第5条関係）

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	公益財団法人丸岡文化財団運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
2	坂井市文化協会事業補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
3	坂井市無形文化財保存活動事業費補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
4	坂井市文化財保存事業費補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 工事設計書及び図面 (4) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
5	丸岡城天守を国宝にする市民の会事業補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
6	公益財団法人坂井市文化振興事業団運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
7	公益財団法人坪川家住宅保存会運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類

議案第 33 号

坂井市指定文化財の名称変更について

坂井市指定文化財の名称変更について、次のとおり承認を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

別紙 1

名称変更前 (ルビ)	名称変更後 (ルビ)	種類
米ヶ脇西光寺四脚門・鐘楼 (こめがわきさいこうじしやくも ん・しょうろう)	米ヶ脇西光寺山門・鐘楼 (こめがわきさいこうじさんもん・ しょうろう)	建造物

## 別紙 2

### 変更理由

#### ○米ヶ脇西光寺四脚門・鐘楼

本文化財の指定名称については、令和2年度の坂井市文化財保護審議会で、以下の指摘を受けている。

- ・「四脚門」は、建築の様式を指す名称であり、指定文化財の名称に当てるのは適当でない。
- ・市指定文化財の名称としては、「山門」が正しく、修正した方が良い。

文化課で所有者の西光寺側の認識を確認したところ、西光寺でも本文化財を「山門」と呼んでいることが判明した。

以上の理由から、現在の指定名称「米ヶ脇西光寺四脚門・鐘楼」を改め、「米ヶ脇西光寺山門・鐘楼」に名称変更を行いたい。

議案第 34 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫